

議	長	り)
議	長	異議なしと認めます。
	長	したがって議案第2号、令和4年度厚沢部町国民健康保険事業特別会計補正予算、原案どおり可決されました。
議	長	日程第8 議案第3号、令和4年度厚沢部町介護保険事業特別会計補正予算、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	保健福祉課長
保 健 福 祉 課	長	議案第3号の令和4年度厚沢部町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容について説明いたします。（議案内容説明省略）
議	長	説明が終わりました。質疑に入ります。
議	長	歳入、歳出全般について質疑ありませんか。ページ数は4ページから8ページまで及び11ページ、12ページです。
議	長	歳入歳出全般について質疑ありませんか。
議	長	それでは質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声無し）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第3号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。

		したがって議案第3号、令和4年度厚沢部町介護保険事業特別会計補正予算、原案どおり可決されました。
議	長	日程第9 議案第4号、令和4年度厚沢部町簡易水道事業特別会計補正予算、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	建設水道課長
建設水道課長		議案第4号の令和4年度厚沢部町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の内容について説明いたします。（議案内容説明省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	歳入、歳出全般について質疑ありませんか。ページ数は4ページから7ページまでです。
議	長	それでは質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声無し）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第4号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって議案第4号、令和4年度厚沢部町簡易水道事業特別会計補正予算、原案どおり可決されました。
議	長	日程第10 議案第5号、令和4年度厚沢部町農業集落排水事業特別会計補正予算、議題とします。

議	長	議案の説明を求めます。
議	長	建設水道課長
建設水道課長	長	議案第5号の令和4年度厚沢部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の内容について説明いたします。（議案内容説明省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	歳入、歳出全般について質疑ありませんか。ページ数は4ページから6ページまでです。
議	長	それでは質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声無し）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第5号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって議案第5号、令和4年度厚沢部町農業集落排水事業特別会計補正予算、原案どおり可決されました。
議	長	日程第11 議案第6号、厚沢部町議会議員及び厚沢部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務財政課長
総務財政課長	長	議案第6号の厚沢部町議会議員及び厚沢部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条

		例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。（議案内容説明省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。
議	長	それでは質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声無し）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第6号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって議案第6号、厚沢部町議会議員及び厚沢部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第12 議案第7号、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務財政課長
総務財政課	長	議案第7号の職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。（議案内容説明省略）
議	長	説明が終わりました。質疑に入ります。
議	長	2番 山崎議員

<p>山 崎 議 員</p>	<p>私は職員の定年延長は賛成をいたします。ただ一つ気になるのは、先ほどの説明ありましたように、管理監督勤務上限年齢ということで、例えば60というようなことであるけども、課長やっていた人方が60になったらそこでストップというような格好になると、その中でまた5年間延長されるわけですから、したら課長みたいな人が2人も3人もいっぱいこう並んでいるみたいな格好になるんでないかと思うんですけど、単純に考えますとその中で職務上でいろんな支障が発生しないのかと思ったりもこうしているんですが、そういう整理の仕方っていうのはどういうお考えでしょうか。</p>
<p>議 長 総務財政課長</p>	<p>総務財政課長 今現在に置きましても、再任用制度という制度でありまして、課長を退職された方が主査とか主任になって実際事務をされているという例もあります。今後65歳に伸びることによりまして、主に新採用職員について指導的な立場になってもらったり、あと職員全体の数が不足してきているということもありますので、そういった箇所に配置していきたいなというふうに考えているところでございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>9番 高田議員</p>
<p>高 田 議 員</p>	<p>確認したいんですけど、今の60歳の時の管理監督勤務上限年齢60歳ですから、60になった段階でという捉え方ですね。その年度ということではなくて。</p>
<p>議 長 総務財政課長</p>	<p>総務財政課長 60歳になった年の最初の4月1日に降任するというところでございます。法律では60歳になったときに降任させてもいいですし、ただその時の給料というのも60歳の時のを保証しなさい</p>

	<p>ということになっておりまして、現実的にいいますと60歳になった翌年度4月1日に降任発令するというようなことが現実的な制度の運用かなというふうに考えております。</p>
<p>議 長</p>	<p>他に質疑ありませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>2番 山崎議員</p>
<p>山 崎 議 員</p>	<p>こういうふうにして、定年延長するという事は素晴らしいことだと思っております。ただその時に新任職員の採用というかそういう行為というのは、どういうふうにして計画的に、そうでないとやっぱし断層できるっていうのかこういうふうに年齢的になる可能性あるんでないかと思うんだけど、先ほど課長が言いましたように、職員に応募してくれるそういう若い人方が少なくなってきたというように話しています。そういうなかたちで、片一方で延長して、片や若い人がどんどん少なくなってくると必ず段差っていうかそういうものができるような可能性あるんですけど、その辺はどういうような考え方の整理をしておりますか。</p>
<p>議 員</p>	<p>総務財政課長</p>
<p>総 務 財 政 課 長</p>	<p>確かに今65歳まで定年延びて、ということをお考えますと正直退職年齢になった職員がどんどん残って行って新採用が入ってこないというような状況が続くのではないかというようなことですけども、実際問題として今年の採用をみましても厚沢部町なかなか希望してくれるっていう新卒の方々がありませんでした。今後、どんどんどんどんそういうことが起きていくのかなということをお考えれば、やはりこれまで経験積んできたそういった60歳を過ぎた職員でも働いてもらうといたらちょっとあれですけど、いろいろな事務になれている方々を今不足しているところに配置するとか、先ほども言いましたが新採用職員の指導的な立場になってもらうとか、いろい</p>

<p>議 長 山 崎 議 員</p>	<p>ろな、採用する職員が少なくなったことによりましていろいろな配置をできるのかというふうに考えながら、バランスもあるんですけども、そういったかたちで配置していきたいと考えているところであります。</p> <p>2 番 山崎議員</p> <p>町長、副町長からもコメント頂きたいんですが、いろいろ人口減少とともに集落が高齢化になって若い人方が少なくなるっていうことで大変将来的には集落の崩壊に繋がるというようなことも懸念されているんです。それが役場の中で延長する現役での課長みたいにして若手が入ってこなかったら必ずそこで一時的にも業務がおかしくなる可能性が考えられるんですが、その辺の対応とおうのか対策というのかそれを一緒にやってそして65歳まで一生懸命働いてもらいたいという勤務してもらいたいそういう意識もあるんですが、ただそれと同時に若手もどんどん伸びてもらわないと必ずそこに弊害ができるような気がしますけど、その辺の指導というか考え方の整理は町長なり副町長どのようにお考えでしょうか。</p>
<p>議 員 副 町 長</p>	<p>副町長</p> <p>定年延長ということで、本来60歳で今まで退職する人間が5年間残るということになりますけれども、町の職員の定員管理ということがありまして、現在でも定員をかなり下回っているということです。当然定員管理の中で毎年採用もするし定年で延長なる職員もいるということであれば、きちっとバランスを考えてですね対応していくとそういうことになります。先程総務課長の方で応募してくれる職員が少ないということで、これ今年度の渡島檜山で合同で職員採用試験をしているわけですけども極端に今年度から公務員を希望する人が減ったという状況にありま</p>

	<p>す。来年度に向けて町村会とも協議をしながらですね、募集の仕方だとかそういう檜山だけじゃなく渡島も函館市周辺以外の町村は本当に少ないということなので、その辺のですね、前回の副町長会議でもいろいろ検討して来年度新たな方向でやっていきたいというふうに考えております。先ほども言いましたが、きちっとした町の定員管理をしながら、バランスを考えながら採用をしていきたいというふうに思っております。</p>	
議	長	それでは質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声無し）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第7号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって議案第7号、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第13 議案第8号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務財政課長
総務財政課長		議案第8号の地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明いたします。（議案内容説明省略）

議	長	説明が終わりました。質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。
議	長	2番 山崎議員
山	崎	聞き洩らしたのかちょっとわかんないんだけど、60になったら職員の給与7割になるんですか。そして7割になって65の退職まで5年間そういうような待遇で仕事をしてもらうっていうことなんですよ。ちょっとかくにんしますけども。
議	長	総務財政課長
総	務	先程の役職定年でもありましたけども、役職を一度退いていただいてそのまま管理監督職の給料を貰うということにはもちろんなりませんので、法律上もそうなんですけど直前で支給されていた給料月額金額の水準の7割水準とするという規定になっております。
議	長	総務課長例外の話はないのかい。
総	務	例外ですけども、先ほど特例任用というところで言葉が出てきましたが、特別な特殊な技能を必要とする職員ですとか、例えば60間近まで大型プロジェクトのようなことをやってそのリーダーをやられているような職員ですとかは例外的に管理監督職に60歳を過ぎても留めることができる、当然それまでの管理職と同じような待遇で職を続けることができるという例外の規定はあります。例外の人の給料につきましてはそれまでの給料と同じ、管理監督職に就いていた職員の給料と同じそのままの給料で勤務できるということになります。
議	長	1番 中山議員
中	山	参考までにお聞きしたいんですけど、今の現況の年金制度とこの定年延長との関連性といいま

	<p>すかどのようになるのかと。例えば、勤めない場合、60歳で今定年というふうになると、その5年間の間の職員の年金といえますか、どう推移していくのか、その辺について参考までにお知らせ願いたいなど。</p>
<p>議員 総務財政課長</p>	<p>総務財政課長 そもそも前の再任用の制度もそうなんです、65歳からじゃないと年金が支給されないということがあって、雇用と年金の接続ということもありまして再任用も65歳までということになっております。こちらの60歳で退職してこの65歳の定年延長というのも雇用と年金の接続も一つの目的でございまして、65歳からになると正規に貰えるはずの年金が貰えるということでございます。60歳からは貰えるのかもしれませんがかなり減額されて貰うということになるのかなと思いますが、ちょっとその辺は想定というか、一応65歳までのということと説明してましたのでどのような減額になるかはここではお答えできません。</p>
<p>議長 中山議員</p>	<p>1番 中山議員 課長の説明、ちょっと聞き取れなかったところあるんですけども、60歳から65歳までの間の年金かなり減額されるっていう話なんですけども、そうするとそのまま働いていた方がいいと、65歳まで通常働くと、ですけども7割の収入ということになると年金とかみ合わせた中での対応というのはどうなっていくのか、その辺についてはどうですか。</p>
<p>議員 副町長</p>	<p>副町長 現在もですね、65歳ならないと年金は満額貰えないということで、その以前の人には特例的に給付されると、公務員の場合ですね。ということで満額貰うのは65歳からということですか</p>

		ら、これからも同じ制度になるというふうにと思います。どう考えてもきっと7割支給、働いて7割の方がずっと年金よりはるかに高いというふうに思います。
議	長	他に質疑ありませんか。
議	長	それでは質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声無し）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第8号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって議案第8号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第14 議案第9号、厚沢部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務財政課長
総務財政課長	長	議案第9号の厚沢部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。（議案内容説明省略）
議	長	説明が終わりました。質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。

議	長	それでは質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声無し）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第9号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって議案第9号、厚沢部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第15 議案第10号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務財政課長
議	長	議案第10号の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。（議案内容説明省略）
議	長	説明が終わりました。質疑に入ります。
議	長	それでは質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（発言する声無し）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第10号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）

議	長	あり)
議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって議案第10号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第16 議案第11号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務財政課長
議	長	議案第11号の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。(議案内容説明省略)
議	長	説明が終わりました。質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。
議	長	それでは質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。(発言する声無し)
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第11号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって議案第11号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原

議	長	案どおり可決されました。
議	長	日程第17 諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
町	長	町長
議	長	諮問第1号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明いたします。（議案内容説明省略）
議	長	説明が終わりました。質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。
議	長	それでは質疑を終結します。
議	長	おはかりします。本件につきましては、人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。
議	長	異議なしと認め、直ちに採決致します。
議	長	諮問第1号 人権擁護委員の推薦について、原案のとおり、厚沢部町鶉町85番地1、竹中忍氏、昭和36年8月27日生まれ、61歳を人権擁護委員として推薦することに賛成の方の御起立を求めます。
議	長	起立全員であります。したがって諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案どおり可決されました。
議	長	議事の途中であります。11時20分まで休憩します。（11：06）

<p>議 長 議 長 議 長 議 長</p>	<p>休憩前に引き続き、議事を続行します。（11：20）</p> <p>日程第18 報告第1号、産業厚生常任委員会所管事務調査の報告について、議題とします。</p> <p>産業厚生常任委員会第2回所管事務調査報告について、委員長の報告を求めます。</p> <p>浜塚委員長</p>
<p>産業厚生常任委員長</p>	<p>それでは、産業厚生常任委員会第2回所管事務調査報告を行います。当委員会が行った所管事務調査事項について。会議規則77条の規定により報告いたします。調査年月日は令和4年10月12日、1日間でした。調査項目につきましては、農業の担い手対策外、全5項目となっております。調査委員につきましては、私以下3名、全4名の調査となっております。それでは、調査結果の報告をいたします。</p> <p>農業の担い手対策について、令和4年4月1日現在、厚沢部町の認定農業者数は173名おり、65歳以上が約47%を占めている。その中でも、65歳未満の認定農業者がいない、または、少ない地区があり担い手の確保が難しい地区が存在する。</p> <p>経営体の数も、2010年から80以上減っております。一経営体当たりの経営面積が増加しており、経営耕地面積が50ha以下で減少し、50ha以上が増加しており、100haを超える経営体も出現しております。また販売金額が1億を超える経営体が増加しており、経営規模の拡大から販売額も増加している。</p> <p>基幹的農業者は10年で約28%、人数にして150人ほど減っております。平均年齢も2歳ほど上昇している。</p> <p>担い手の減少、高齢化が進む中で、経営規模の拡大や経営の多角化などの経営改善によって、</p>

本町農業を牽引する核となる担い手の確保・育成が喫緊の課題となっている。水田利活用交付金の見直し方針により、耕地利用率の低下も懸念される中、3,500ha以上の耕地面積を維持、保全していくうえでも将来を担う経営体の体質強化支援について継続した取組みを望むものであります。

令和7年3月を期限とする人・農地プランの目標地図作成に係る集落の話合いの過程において、集落や将来の担い手の現状や課題、また、第三者継承希望者や新規就農者向けの農地の把握にも努め、経営の開始・定着まで一貫したサポート体制を充実・強化を図るなど、今後必要となる支援策を大いに検討することを期待する。

2つ目でございます。水田利活用交付金廃止に伴う影響について。水田利活用交付金については、昨年度より財務省の財政制度審議会において、収益性が低く補助金交付の多い転作作物を作付けする傾向が強いことが指摘されている。

水張りが行われない農地や畑地化により水稻作付が困難な農地等が、対象から外れる可能性があるということでございます。

令和3年度実績の交付対象面積は約1,733haで、金額にして5億7千万円程度であり、見直しによる影響によって交付金額の大幅な減額が懸念されるものであります。

主食用米作付け農家増加によって需要に応じた生産が困難になること、復元田での品質低下、水張り面積の増加による用水不足、基盤整備の遅れ、農地の集積・集約への影響等、交付金の見直しによって非常に多くの懸念事項が存在する。

現在、国等において、交付対象について継続して議論されているが、先行きは不透明であり、

今後も動向を注視するとともに生産現場の実態を十分に踏まえ、農家への影響を可能な限り減らす政策が望まれる。

次3つ目です。農地耕作条件改善事業について。農地耕作条件改善事業について資料説明を受けた後、現地調査を行いました。

当事業は、担い手への農地集積を推進し、高収益作物への転換を図るため、基盤整備や営農定着に必要な取組を一括支援する事業であり、暗渠排水、除礫、GPSガイダンス等のリース導入支援を行っている。5地区に分けて事業を行っており、第1、2地区は令和2年度に終了、第3地区は令和4年度に、第4、5地区は令和5年度に完了する予定である。

今後の厚沢部町の農業を見据えると、人口減少や高齢化に伴う農家戸数の減少は深刻な問題であります。将来の担い手のためにも農地の生産基盤を強化することが重要である。また、担い手不足の中、集積された大面積の農地において、農作業の効率化や労働時間の削減等を目的としたGPSガイダンス導入によるスマート農業の普及は、今後も継続した課題であると考えます。

当事業だけではなく、道営事業など受益者や地域農業の振興において、最大限の効果を発現する事業導入などを検討し、基幹産業である厚沢部町の農業が更に発展することに寄与することを期待する。

4つ目でございます。6、8月の大雨による農業施設及び農道の復旧状況についてでございます。6、8月の大雨による農業施設及び農道の復旧状況について資料説明を受けた後、現地調査を行った。

6月豪雨の被害が多く、特に鶉・館地区の山沿いで被害が多かったということでございます。

被害状況は、農道の砂利が流される被害が多く、被害箇所は6，8月合わせて50カ所近くあります。過去の災害で被害を受けた同じ箇所で今回も被害が出ており、被害が頻発している箇所については、根本的な対策が必要と考えられます。

現地調査で確認した箇所等、進捗状況は概ね想定どおりと見込むが、予算の範囲内で、可能な限り工夫を凝らし、早急な復旧を望みます。

また、今後同様の災害が起こった際に、今回の大雨を含め過去の災害からの教訓を得て、迅速な対応ができるような支援体制の整備を期待するものであります。

5つ目でございます。道の駅あっさぶ商業施設の状況についてです。道の駅あっさぶ商業施設の物販売上状況は、8月20日オープン後、計画より多くの売上げがあるということでございます。パン・ピザが約60%を占めており主力商品となっております。物産センターの売上げも、過去最多の売上げを記録した前年よりも1割以上増加しており、商業施設オープンに伴う相乗効果がみられております。

今後、ホームページ開設・オンライン販売、商品開発を随時行い、11月には道の駅裏職員駐車場整備、防犯カメラ設置を行う予定である。

新たに供用を開始した24時間トイレ側の駐車場は、実質的に普通車専用となっており、大型車の立入は禁止され国道からの出入は産業会館側の入り口のみとなっております。檜山の玄関口として函館方面からの誘客、トイレ及び商業施設、産業会館の利用を考えた場合に、利便性に欠けております。トイレ側の駐車場から大型車が入れるよう早急に整備を望むものであります。また、バイクの駐車場は4台のみであり、集団での利用が考えられることから、駐車可能台数を増

<p>議 議 議 議 産業厚生常任委員長</p>	<p>やすことも検討すべきであると考えるものでございます。</p> <p>冬になるにつれて、物販等の売上は落ちると予想され、売上げの計画もそのとおりに見込まれているが、檜山の玄関口にある道の駅として指定管理者等が鋭意努力・工夫し、少しでも来客・売上を増加させるよう期待するものであります。</p> <p>以上、産業厚生常任委員会所管事務調査の報告とさせていただきます。</p> <p>以上をもちまして、産業厚生常任委員会所管事務調査報告について、報告済みとします。</p> <p>日程第19 報告第2号、産業厚生常任委員会研修視察の報告について、議題とします。</p> <p>産業厚生常任委員会研修視察の報告について、委員長の報告を求めます。</p> <p>浜塚委員長</p> <p>それでは、産業厚生常任委員会研修視察の報告をさせていただきます。視察期間でございます。令和4年7月25日から7月28日、3泊4日になります。視察場所ですが、那須野ヶ原土地改良区連合、これは栃木県那須塩原市でございます。2ヵ所目、農業生産法人株式会社和みの杜、これは栃木県さくら市にあります。視察事項といたしましては、1つ目、那須野ヶ原の土地改良区の方ですね、これは水力発電の視察でございます。2つ目は農業生産法人の方につきましては、干し芋の生産から加工・販売についてということで、研修してまいりました。視察委員及び随行員は私、外委員4名ですね、あとは随行員ということで議会事務局より1人同行しております。</p> <p>まず、視察地、那須野ヶ原土地改良区連合、こちらは日時、令和4年7月26日午前9時から12時というふうなことで視察をしております。視察事項は水力発電ということで、現地視察を</p>
--	---

しております。視察の目的でございます。厚沢部町で建設が考えられている水力発電施設と同規模の施設について、建設費用、運転状況、メンテナンス費用・頻度などを参考に資することを目的として視察を行いました。この報告書ご覧のとおり、内容が非常に多くなっております。そういうふうなことで、申し訳ございません、後で一読のほどお願い申し上げまして、最後の所見3ページをお開き願いたいと思います。

所見でございます。那須野ヶ原地区は、今では栃木県最大規模の農業地帯であります。昭和42年に国営那須野原総合農地開発事業が着工されてから、平成7年に現在の那須野ヶ原用水が完成するまでは非常に水に苦労していたことが見受けられます。そこから国営事業が始まりダムを造成するなど、先人たちの努力によって水循環が健全化し、現在では水の有効利用を図り再生可能エネルギー、小水力発電を導入しております。

再生可能エネルギーによる6次産業化、つまり1次産業：水を灌漑用水として流す、2次産業：その流している水で電気を作る、3次産業：作った電気を売る、ということ目指し、当時国営那須野原総合農地開発事業を実施していたことから、付帯事業として小水力発電を導入・整備をした。

初めとなる那須野ヶ原発電所を導入した当初、土地改良区連合が維持管理を行い、また利益を受けるため、売電の交渉は直接東京電力と土地改良区連合が行うなど、大変難しい手続きや作業を行っていたということでもあります。その後、発電所の防音問題や除塵の問題などにも苦慮していたが、いろいろ工夫を凝らして適切に対処している。

現在では、7ヶ所9基の小水力発電所、1ヶ所の太陽光発電所を維持管理しており、特に小水

力発電の第一人者として各地の研修会への講師派遣、研修受入などに尽力している。

また、本州一の乳牛飼育頭数を誇る那須野ヶ原では、栃木県と連携して家畜糞尿を利用したバイオマス利用の可能性調査と実証実験を行ったり、水源林の育成のため、間伐材等の有効活用により木質バイオマス発電所の実現に向けた賦存量調査、並びに各種実証実験を踏まえつつ、地域資源循環システムの構築に向けた事業を進めるなど、今なお様々なエネルギー政策に積極的に取り組んでいる。

今後、小水力発電だけではなく、太陽光等の持続可能なエネルギー開発についてもより注視し、その中で当町の自然環境等に合致したエネルギー開発に傾注する必要があると考えられる。

次のページお開き願いたいと思います。5ページです。視察は、農業生産法人株式会社和みの杜。これは栃木県さくら市でございます。日時は令和4年7月27日午前9時から午前11時30分までです。視察事項といたしましては、干し芋の生産から加工・販売についてです。目的は、高収益作物となり得る作物の生産・加工・販売の先進事例を参考に資することを目的として研修してきました。こちらこそ所見の報告とさせていただきたいと思いますので、6ページをお開き願いたいと思います。

所見、農業生産法人株式会社和みの杜では、干し芋の生産から加工、販売までを自社で行っております。

生産したサツマイモは、そのまま貯蔵すると傷により腐敗する恐れがあるため、人為的に適当な温度や湿度を与え、イモの傷口や表皮の下にコルク層を形成させて貯蔵するキュアリング処理が必要になります。和みの杜の親会社は運輸会社であり、その敷地内に非常に大きなキュアリン

<p>議 議 議 議</p>	<p>グ施設を構えていることから、大量のサツマイモを貯蔵しておりました。その他に備蓄米も保存しており、実際にここでは東日本大震災の際にはそこから物資・食料等を調達しております。</p> <p>そこでキュアリングを終えたサツマイモを、蒸かし、皮をむきカットさせて、乾燥させてパックに詰めるまでの工程を、旧小学校跡地と書いてますが校舎も利用しております、を再活用した工場において販売しておりました。</p> <p>出荷に関しても、グループの運輸会社が行うため生産・加工・出荷・販売までを自社で行うことができ非常に効率よく運営されておりました。</p> <p>サツマイモは比較的干ばつに強く、土質をあまり選ばず栽培しやすい作物であります。また既に当町では焼酎用として黄金千貫を生産していることから、栽培ノウハウを持った生産者も多くいるため、地域に定着しやすい作物であると考えられるものでございます。今後さらなる作付の拡大が想定され、ある程度の収量・収入が期待できるが、サツマイモの生産拡大ためにはキュアリング施設の導入が重要で必要不可欠であります。そのために、各関係機関と連携をとり、必要な場合には町が主導してキュアリング施設の導入について検討する必要があると考えられます。</p> <p>以上、産業厚生常任委員会研修視察の報告とさせていただきます。</p> <p>長 以上をもちまして、産業厚生常任委員会研修視察の報告について、報告済みとします。</p> <p>長 日程第20 議員の派遣について、おはかりします。</p> <p>長 会議規則第120条の規定によって、お手元に配布のとおり議員を派遣することにしたいと思っております。</p> <p>長 これに御異議ありませんか。</p>
----------------------------	---

議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって、お手元に配布のとおり、議員を派遣することに決定しました。
議	長	以上で、本定例会に提出された案件の審議、全部終了しました。
議	長	会議規則第7条の規定により、これをもって会議を閉じたいと思います。
議	長	これに御異議ありませんか。
議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって本定例会は、これをもって閉会することに決定しました。
議	長	令和4年第4回厚沢部町議会定例会、閉会します。御苦労様でした。（11：43）